

入札、契約手続等に対する苦情処理要綱

(総則)

第1条 本市が発注した工事請負、業務委託、物件供給等（以下「発注案件」という。）の入札、契約手続等に対する苦情の処理については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(苦情の申立て)

第2条 発注案件の入札、契約手続等に関し直接関係する業者（以下「関係業者」という。）は、当該入札、契約手続等に対し苦情を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した申立書を市長に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 苦情申立ての対象となる発注案件名等

(3) 苦情の趣旨及び理由

2 前項の規定による苦情の申立ては、当該苦情に関わる行為を知った日から30日以内にしなければならない。ただし、天災その他申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申立書の提出を受けたときは、当該申立書の内容を検討し、同項の規定による申立てを受けた日から30日以内に回答しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

(再苦情の申立て)

第3条 関係業者は、苦情申立てに対する市からの回答に不服がある場合において、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市長に対し、再苦情申立書（別記様式）を提出することができる。

(1) 入札参加の申請に対し、資格なしと認定された者

(2) 落札者等が契約締結を拒否されたとき。

(3) 契約を解除されたとき。

(4) 前金払い又は請負代金の支払いを拒否されたとき。

(5) 工事等の成績評定の通知に不服があるとき。

(6) 総合評価方式において評価に不服があるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか関係業者にとって重大な不利益があるとき。

2 前項の再苦情申立書は、前条第3項の規定による回答を受けた日から30日以内に提出しなければならない。ただし、天災その他申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。

(委員会への諮問)

第4条 市長は、前条の申立書を受けたときは、速やかに入札監視委員会条例(平成24年横須賀市条例第9号)に規定する横須賀市入札監視委員会(以下「委員会」という。)に意見を求めなければならない。

(再苦情に対する回答)

第5条 市長は、委員会の意見を十分踏まえて、再苦情申立書の提出を受けた日から90日以内に、申立者に対して書面で回答しなければならない。この場合において、市長は、再苦情の申立ての全部又は一部を容認する場合は、申立者に対して講ずる措置の概要を示すものとする。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、財務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

再 苦 情 申 立 書

| | |
|---------------------------------|--|
| 年 月 日 | |
| (あて先) 横須賀市長 | |
| 所 在 地 申 立 者 名 称 代 表 者 氏 名 | |
| 対 象 と な る 発 注 案 件 名 等 | |
| 再 苦 情 の 趣 旨 | |
| 再 苦 情 の 理 由 | |